

# 一般社団法人G a Nコンソーシアム会費規程

## (目 的)

**第1条** この規程は、一般社団法人G a Nコンソーシアム（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会金)

**第2条** この法人の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員（賛助会員からの移行を含む） 10万円（不課税）

(2) 賛助会員 無料

2 会員に特別の事情があると理事会が判断した場合は、第1項に定める入会金の一部又は全部を免除することができる。

## (会費)

**第3条** この法人の会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 年20万円（不課税）

(2) 賛助会員 年20万円（不課税）

2 10月1日から翌年3月31日までに入会した場合、当該入会した年度の会費は、前項の規定にかかわらず、2分の1に相当する額による。

3 会員に特別の事情があると理事会が判断した場合は、第1項に定める会費の一部又は全部を免除することができる。

## (納 付)

**第4条** 会員は、前条の会費を一括して、毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、3か月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。

## (補 則)

**第5条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

## (改 廃)

**第6条** この規程は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

## 附 則

1 この規程は、令和元年10月21日から施行する。

2 この法人定款第71条の規定に基づき、任意団体G a N研究コンソーシアムから移行した会員は、第2条の規定にかかわらず、入会金の納入を免除する。

3 この法人定款第71条の規定に基づき、任意団体G a N研究コンソーシアムから移行した会費を納入済の会員は、第3条の規定にかかわらず、移行年度の会費の納入を免除する。